

徳島県告示第三百五十三号  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。  
 令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人小笠原会	名 称	指定介護予防サービス事業者	介護老人保健施設 ブイン・クローバー	阿波市市場町市場字町筋一 七二番地一	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所					
阿波市市場町市場字町筋一 七二番地一	名 称	介護老人保健施設 ブイン・クローバー	阿波市市場町市場字町筋一 七二番地一	介護予防短期 入所療養介護	令和三年三月 二十五日	令和三年四月 三十日	